

〔団体の概要〕(N G O / N P O 用)

団 体 名	NPO 法人環境文明 2 1		
所在地	〒211 - 0006 川崎市中原区丸子通 1 - 665 - 201 TEL: 044 - 411 - 8455 FAX: 044 - 411 - 8977 E-mail: kanbun@neting.or.jp		
ホームページ	http://www.neting.or.jp/eco/kanbun/		
設立年月	1993 年 9 月 * 認証年月日 (法人団体のみ) 1999 年 10 月 20 日		
代表者	加藤 三郎	担当者	松尾 和光
組 織	スタッフ 9 名 (内 専従 1 名)		事務所 あり・ なし
	会員制度 (あり・ なし)	正会員 569 名 (内訳 : 個人 569 名 / 団体・法人 名) 賛助会員 120 名 (内訳 : 個人 32 名 / 団体・法人 88 名) その他会員 7 名 (学生会員)	
設立の経緯	当団体は、主要な環境問題が、経済、社会、ライフスタイルなど、いわば文明のあり方と密接に関係しているとの認識のもと、環境と文明の関係について幅広く調査研究し、わが国のみならず世界の環境の質の維持向上に資する新たな文明のあり方を探求することを目的として、平成 5 年 9 月に任意団体「21 世紀の環境と文明を考える会」として発足した。以降環境と文明の関係に関する調査研究、会報の発行、会員同士の交流会の開催、ワークショップの開催等の活動を行ってきた。NPO 法の施行に鑑み、NPO 法人化することとし、これを機に団体名を「環境文明 21」に改称。平成 11 年 10 月 20 日に神奈川県より NPO 法人 (特定非営利活動法人環境文明二十一) として認証された。		
団体の目的	本会は、21 世紀において文明社会が健全に存続するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする現代文明のあり方を根本から問い直し、環境負荷の少ない循環を基調とした社会を創造する必要があるとの観点から、環境問題に関する政策提言、調査研究、普及啓発、交流等に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。		
団体の活動 プロフィール	1993 年 9 月 1 日 発足。同年 10 月より会報『環境と文明』を毎月発行 1994 年 3 月 19 日 「環境と文明」に関する第 1 回ワークショップ (古河市) 1996 年 1 月 日米合同セミナー (ハワイ大学内) (以降、隔年で開催) 11 月 16 日 第 1 回全国交流大会 (川崎市) (以降、毎年 1 回開催) 1997 年 3 月 15 日 ワークショップ「21 世紀のライフスタイルを考えよう」(武蔵野市) 12 月 20 日 『地球市民の心と知恵』を出版 (中央法規出版) 1999 年 1 月 12 日 飲料自動販売機問題に関して条例モデルを発表 2000 年 6 月 4 日 シンポジウム「飲料自動販売機から見える環境問題」(渋谷) 12 月 N E C 環境アニュアルレポート作成支援業務 2001 年 6 月 9 日 他団体と「ストップ 温暖化 ! ファミリーパレード」を実施 (渋谷) 2002 年 1 月 11 日 持続可能な交通の実現に向けた 12 項目の提言を発表 (以上のほかにも、調査研究、政策提言、普及啓発活動を随時実施してきた。)		
財 政	活動事業費 (平成 13 年度)	20,055,488 円	

団体・企業名	NP0 法人 環境文明 21	担当者名 松尾和光
--------	----------------	-----------

〔政策提言の内容〕

* 政策分野・手段の番号は参考資料をもとにお書きください。

政策のテーマ	持続可能な交通の実現に向けた提言（12） 都市・交通計画への市民参画の推進		
政策の分野	番号		環境問題の解決に向けた市民・企業・行政の協働手法
政策の手段	番号		市民参画
政策の目的			
地球温暖化や大気汚染、交通事故などの諸問題をかかえる持続可能でないクルマ社会—自動車に過度に依存した社会—を転換し、持続可能な交通を実現することを目的とする。			
提言を行うこととなった背景および現状の問題点			
市民は、市民同士の、及び交通政策への理解を得るため（合意形成）現場を最もよく知り、柔軟なアイデアを持つ住民として（斬新性）共に地域のビジョンを作る主体として（責任）交通・都市計画への参画に携わるべきです。市民参画の推進は、参画がない場合より、長期的に見ればかかる時間も経費も少ないと考えられます。 市民参画は日本各地で見られるようになりましたが、より十分なものとするために、以下の点を制度として法律や条例の中に明文化することを求めます。特に「都市計画法」の中にこれらを明記すべきです。			
政策の概要			
市民の交通・都市計画への参画推進を求めます。また、その一環として、交通・都市計画の策定・実施に当たって説明会の開催や審査会及び市民の意見聴取等の機会を保障する戦略的環境アセスメント(SEA)の早期制度化を求めます。 ・ 計画作成段階において市民や NGO が発議、意見表明できその内容を検討する。 ・ 計画作成の早い段階から計画実施後の影響まで、全てのプロセスを情報公開する。 ・ 情報公開は「複数案の提示」や「計画で予想される効果」など、当該問題に関する情報や様々な代替案の便益と費用に関する情報を含む。 ・ 市民参画にかかる予算を優先的に確保する。 ・ モデル都市を選定、実施し、結果をまとめ、広く公開する。			

政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートをつけてください） 都市計画法の改正に関しては国土交通省が、戦略的環境アセスメント制度の早期制度化にかんしては環境省がそれぞれ中心となり、他の関係省庁や学者、研究者、NPO の協力を得ながら進める。
政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください） 上記 参照。
政策の実施により期待される効果 都市・交通計画への市民参画の推進によって、参画がない場合よりも、長期的に見ればかかる時間も経費も少なくなると考えられる。
パンフレット等添付資料名 環境文明 21、持続可能な交通の実現に向けた 12 項目の提言